

「脳ドック」を受診してみませんか

脳ドックは、MRIやMRAによる画像診断等を行い、自覚症状のない早期の異常（脳動脈瘤、脳梗塞など）の発見、早期治療を目的としています。

対象者

40～74歳までの本市国民健康保険加入者で、次の①～③の要件を全て満たす方

- ① 令和5年5月31日以前に加入した方
- ② 国保税を完納した世帯の方
- ③ 令和3年度～令和5年度に脳ドックを受診していない方

*脳ドックと特定健康診査は合わせて実施しますので、申し込みをする方は、抽選結果が確定する7月末までは特定健康診査を受診しないでください。

申込方法

必ず保険証を持参し、市役所1階医療保険課特定保健係20番窓口横、または、各支所・宇久行政センターの窓口にお申し込み下さい。

受付期間

令和6年6月10日(月)～6月21日(金)

※土・日曜を除く8:30～17:15

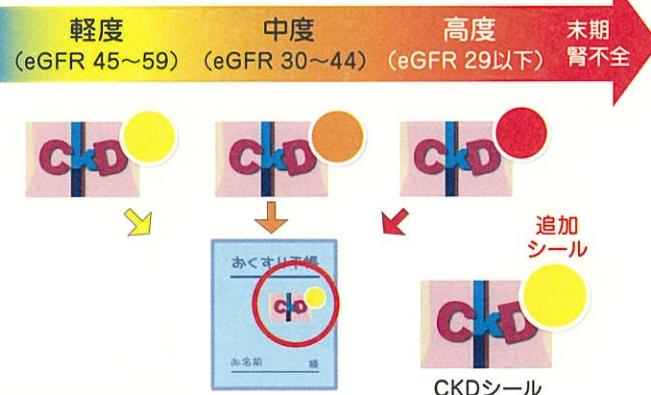
定員

500名程度(応募者数が定員を上回った際は、抽選で決定します。抽選結果は7月末頃、お申し込みの方全員に郵送します)

受診について

- ① 当選された方は、指定の医療機関との間で受診日を決めていただきます。なお、自己負担の金額は9,000円～14,000円(予定)です。
- ② 受診日に国保を脱退されていた場合や特定健診を受診されていた場合は、市が負担した費用を返納していただくことがあります。

CKD(慢性腎臓病)シールを活用し自分の腎臓を守りましょう



長崎県では、eGFR(推算糸球体濾過値)が60mL/分/1.73m²未満の方のお薬手帳にCKDシールを貼ることをすすめています。さらに、佐世保市国保では腎臓の働きのレベルを3段階に色分けした黄色・オレンジ・赤色のうちいずれかの丸い追加の色シールを貼ります。お薬手帳にCKDシールを貼ることで、あなたの腎臓の働きが低下していることを医師・薬剤師が知ることができます。

問い合わせ先

佐世保市役所 ☎0956-24-1111 (代表)

- | | | | |
|-----------------|-------|-----------------------|-------------|
| ● 特定健康診査・脳ドック | 医療保険課 | 特定保健係 | 内線2170～2172 |
| ● 重複・多剤服薬、医療費通知 | 医療保険課 | 給付係 | 内線2133～2134 |
| ● 軽減制度(届出)について | 医療保険課 | 給付係 | 内線2135～2138 |
| ● 国保税の課税について | 医療保険課 | 賦課係 | 内線2151～2155 |
| ● 国保税の納付について | 収納推進課 | 内線2235～2239・2241～2249 | |



佐世保市国民健康保険

させぼの国保

令和6年
6月
特集号

「特定健康診査」を毎年受けて、健康寿命を延ばしましょう

本市では5月上旬から対象者の方に「特定健康診査受診券」を送付しています。受診券が届いていない場合は、このお知らせの問い合わせ先に連絡していただきますようお願いします。

ただし黒島町、高島町にお住いの方には、総合健診実施の1カ月前に送付する予定です。

特定健康診査

対象者 40～74歳までの本市国民健康保険加入者
(令和7年3月31日までに40～74歳になられる方)

場所 登録医療機関または地区コミュニティセンターなど

自己負担 無料

必要な物 受診券、質問票、保険証

検査内容 問診(質問票)、身体計測、身体診察、血圧測定
尿検査、血液検査等



特定健康診査受診券

注意事項

次の方は受診券発行の
申し込みが必要です。

- ① 令和6年4月2日以降に国保に加入した方
 - ② 令和7年3月31日までに75歳になる方
 - ③ 長崎県後期高齢者医療制度に加入している方
 - ④ 若年者健診対象(30～39歳)の方
- ※④の方は自己負担1,000円が必要です。

がん検診は特定健康診査には
含まれていません。

がん検診も一緒に受診される場合は「佐世保市の
がん検診も受診します」とお伝えください。
→がん検診の対象年齢は特定健康診査と異なり
ますので、ご注意ください。

地区コミュニティセンターなどの健診は
下記事項にご注意ください。

- ① 全日程で予約が必要です。
- ② 感染症拡大防止対策にご協力をお願いする場合が
あります。



国保税の税率等

国民健康保険税は、長崎県へ納める「国保事業費納付金(※1)」等を基に、佐世保市が収納可能な割合(令和6年度は約92.5%)で算定した税額で国保税の税率を定め、加入者の皆様に負担をお願いしています。

令和6年度の国民健康保険税の税率は、下の表のとおり「医療分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」全ての区分を引き上げました。

また、課税限度額については、国の通知に合わせ、「後期高齢者支援金等分」を引き上げ、「医療分」「介護納付金分」は据え置きとなりました。

区分	医療分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分(40歳~64歳)		
	令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減
所得割 (所得に対して)	7.50%	8.00%	0.50%	2.80%	3.00%	0.20%	2.40%	2.60%	0.20%
均等割 (一人当たり)	20,000円	22,000円	2,000円	8,000円	9,000円	1,000円	9,600円	9,600円	—
平等割 (一世帯当たり)	16,000円	18,000円	2,000円	6,000円	8,000円	2,000円	4,800円	4,800円	—
課税限度額 (※2)	65万円	65万円	—	22万円	24万円	2万円	17万円	17万円	—

※1 国保事業費納付金とは、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町で所得水準及び医療費水準を考慮して分かち合う制度です。

※2 課税限度額とは、加入者の税負担に上限を設定しているもので、計算した結果が課税限度額を超えた場合、国保税は限度額までの金額になります。

重複・多剤服薬に注意しましょう！

重複服薬(複数の医療機関で同じ効能の薬を重複して服用すること)、多剤服薬(必要以上に多くの薬を服用すること)は副作用や症状が悪化することがあり、体に負担がかかり、医療費を増やすことにもつながります。

重複・多剤服薬を防ぐ方法

「かかりつけ医」を持つ

「かかりつけ医」とは、何かあたらまず相談すると決めている身近なお医者さんのことです。他の医療機関で受診するときも、「かかりつけ医」に相談して、紹介状をもらえば、薬の重複が防げます。

「かかりつけ薬局」を持つ

「かかりつけ薬局」とは、処方せんをもらったら、必ずそこで調剤してもらうと決めている薬局のことです。複数の医療機関で受診したとき、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらいます。

「お薬手帳」を活用する

「お薬手帳」とは処方された薬の詳細を記録できる手帳のことです。1人1冊にまとめましょう。医師や薬剤師が現在の服薬状況を確認できます。

「医療費通知」の送付時期と注意点

「医療費通知」とは、医療費負担の仕組みや皆さまの健康に関する認識を深めていただくために国民健康保険に加入されている世帯に送付しているものです。この通知は医療機関等からの請求書によって、支払いが確定したものについて作成しています(医療機関等からの請求が遅れた場合や請求内容の審査等で支払いが遅れている場合は記載されないことがあります)。

送付時期

令和6年7月中旬(令和6年1月~3月診療分)

令和6年11月中旬(令和6年4月~7月診療分)

令和7年2月中旬(令和6年8月~11月診療分)

令和7年3月中旬(令和6年12月診療分)

平成29年から、医療費通知は医療費控除の添付書類として使用できるようになりましたので、大切に保管してください。

なお、12月診療分は申告時期に間に合わないため、「医療費控除の明細書」を領収書に基づき、ご自身で作成していただく必要がありますのでご注意ください。

国保税は納期内に納めましょう！

国保税を納める義務は「世帯主」にあります

世帯主が国保に加入していないなくても、同じ世帯の中に国保加入者がいらっしゃると、国保税は世帯主に課税され、納税通知書(納付書)も世帯主に送付されます。国保税は医療費等の大切な財源です。滞納すると他の国保加入者の皆様への負担を招き、迷惑を掛けることになりますので、誰もが安心して医療を受けられるようきちんと納めましょう。

納付場所

金融機関、コンビニ、市役所収納推進課
各支所・宇久行政センター
ゆうちょ銀行、郵便局

スマートフォン・タブレットを使って納付できます！



お手持ちのスマホやタブレットを使用し、納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで、納付することができます。

利用可能なサービス

- クレジットカード決済
- インターネットバンキング決済
- スマートホンアプリ決済

(一部、システム利用料が必要となるサービスがあります)※詳しくは佐世保市ホームページをご覧ください。

国保税の軽減制度について

会社の倒産や解雇などによる離職等をされた方を対象とした国保税の軽減制度があります。

対象者

- 雇用保険の「特定受給資格者」
(例:会社の倒産や解雇などによる離職)
 - 雇用保険の「特定理由離職者」
(例:雇い止めなどによる離職)
- * ①または②のいずれかの理由による雇用保険受給が要件となります。

軽減内容

- 税計算の基となった給与所得のみ30/100として、税額を計算します。軽減期間は離職日の翌日から翌年度末まで

必要な物

- 雇用保険受給資格者証(原本)
もしくは雇用保険受給資格通知(原本)
- 世帯主、対象者のマイナンバーが分かるもの
及び届出者の顔写真付き身分証明

*①はハローワークで雇用保険、失業給付の受給手続き後に渡される書類で、失業手当(受給資格)を証明するものです。

キャッシュカードだけで口座振替の申し込みが可能です！

市役所収納推進課窓口では、次の金融機関のキャッシュカードをお持ちであれば、通帳や印鑑がなくても簡単に口座振替の手続きができます。

申し込みができる金融機関

ゆうちょ銀行、十八親和銀行、九州ひぜん信用金庫